

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 41 年 5 月 10 日締結、以下「協定」という。）第 6 条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第 1 条 災害対策基本法第 57 条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認めるもの。

（緊急警報放送要請の手続）

第 2 条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2. 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3. 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第 3 条 この覚書は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

昭和 61 年 2 月 1 日

甲 京都府知事 ㊟

乙 日本放送協会京都放送局長 ㊟

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 様

向日市長 ㊟

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1. 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他 ()

2. 放送内容

3. 希望する放送日時

- (1) 即時
- (2) 日 時 分

4. 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5. その他

発信者 職 名
氏 名

連絡先

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

1. 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

京都府の連絡責任者	京都府総務部消防防災課長
市町村の連絡責任者	あらかじめ京都府知事に届出した者

2. 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
3. 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
4. 覚書2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。